

障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定について(案)

目的

東京2020大会を見据え、都民及び事業者が障害者への理解を深め、障害者差別を解消するための取組を進めることで、障害の有無によって分け隔てられることのない、共生社会・ダイバーシティの実現を目指す。

背景

1. 関連法令の制定等

- ◆「障害者権利条約」批准【平成26年1月】
- ◆「障害者差別解消法」施行【平成28年4月】
- ※22道府県が障害者差別解消条例制定済

2. 障害者差別解消条例の制定について 当事者団体からの要望

相談・紛争解決の仕組みの明確化 など

条例に盛り込む項目(案)

1 都民及び事業者の理解促進

・区市町村等と連携した、障害や障害者理解等の普及啓発を推進

2 事業者による取組の推進

・事業者による障害者に配慮した商品、サービス提供等の促進支援

3 社会参加促進のための 情報保障(手話等)の推進

・手話を含む多様な手段により情報を取得し、意思疎通ができるよう、必要な取組推進に努める。
・都民・事業者における、情報保障が進むよう、必要な啓発に努める。

4 相談・紛争解決の仕組みの明確化

・広域支援相談員及び調整委員会を設置
・都は、あっせん・勧告・公表を実施

条例制定に向けたスケジュール(案)

2017年(H29)				2018年(H30)			
1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月
2月3日 第2回地域協議会		第3回地域協議会	第4回地域協議会		二定 条例案の 提案	都民・事業者 等への周知	平成30年 10月1日 施行
第1回 部会	●部会の開催 ・全8回程度開催し、条例の構成・内容等について検討			パブリック・コ メントの実施			